

静岡県公営企業の設置等に関する条例第2条第4項第1号の用地及び同項第2号の施設を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第11号

静岡県公営企業の設置等に関する条例第2条第4項第1号の用地及び同項第2号の施設を定める規則の一部を改正する規則

静岡県公営企業の設置等に関する条例第2条第4項第1号の用地及び同項第2号の施設を定める規則（平成2年静岡県規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(用地) 第1条 静岡県公営企業の設置等に関する条例（昭和42年静岡県条例第24号。以下「条例」という。）第2条第4項第1号の規則で定める用地は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略)	(用地) 第1条 静岡県公営企業の設置等に関する条例（昭和42年静岡県条例第24号。以下「条例」という。）第2条第4項第1号の規則で定める用地は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) <u>(5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が別に定める用地</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。